

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

はじめに

社会保障、社会福祉制度、社会福祉法人の改革をはじめ、国において福祉ニーズの多様化、複雑化、担い手の不足、変化する社会環境に対応すべく、介護や、障がい、子育て、生活困窮といった分野の垣根を超えた「全世代、全対象型地域包括支援体制」を構築する新福祉ビジョンが策定され、福祉を取り巻く状況は大きく変化をしています。

名張市では誰もが支え合う地域を作るための福祉サービスを行うために「名張市地域福祉総合支援システム」の構築に向け動き始めました。これは地域包括ケアシステムを基に、介護や医療、予防、生活支援、住まい等を対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行えるようにするものです。地域における多様な主体による「支え合い、助け合い」の在り方や、その担い手や各種のサービスの構築が喫緊の課題となっています。

私たち名張市社会福祉協議会は、地域での多様な団体による支援を実現するネットワーク、地域社会での生活支援システムの構築や、ボランティアセンター活動を活発にし、地域社会の担い手の養成を通じて支える側を増やし、また、判断能力の低下、貧困等、福祉的な支えが必要な人々に、経済的な支援だけではない社会とのつながりを築き、要援助者が深刻な状態に至らないように、地域のセーフティネット事業の充実を図り、地域包括ケアシステムを推進していきます。

近年の社会福祉制度、社会福祉法人改革に対応すべく、介護保険事業、保育園事業においても、利用者の皆さんへの満足度の高いサービスの提供と、今後の介護保険制度改正に向け、経営の安定化を図るための事業展開や、子ども子育て新制度における認定こども園制度についても検討を進めます。

また、社会福祉法人として社会的な理解と信頼を得るために公益的な活動の推進について、市内の社会福祉法人の中心的役割を使命と捉え、連携・協働を柱として実施方法を検討していきます。

この様に社会福祉協議会に求められる地域での課題や住民ニーズに対応するための福祉事業は質的・量的にも広がる一方です。今求められているものは何か、事業の選択と集中、また既存の事業の在り方、手法はこれでよいのか等の事業の見直しを行い、持続的に発展していくように事業運営を図っていきます。

1. 当会の使命	1
2. 基本目標	1
3. 事業計画	
I 【法人本部拠点】	2
I-1 法人運営事業	2
ア. 法人本部	
イ. 法人運営事業	
I-2 地域福祉増進事業	3
ア. 地域福祉増進事業	
イ. 福祉まちづくりセンター運営事業	
ウ. 共同募金配分事業、歳末たすけあい運動配分事業	
I-3 なばり暮らしあんしんセンター	7
ア. 福祉サービス利用援助事業	
イ. 成年後見事業	
ウ. 生活困窮者自立支援事業	
エ. 地域福祉金庫貸付事業	
オ. 生活福祉資金貸付事業	
カ. 名張市国民健康保険出産費貸付事業	
I-4 善意銀行事業	10
I-5 日本赤十字社名張市地区事業	11
II 【在宅福祉サービス拠点】	12
ア. 事業本部	
イ. 老人デイサービスセンター事業	
ウ. 訪問看護事業	
エ. 居宅介護支援事業	
III 【昭和保育園拠点】	17
IV 【総合福祉センターふれあい拠点】	19
V 【老人福祉センター「ふれあい」拠点】	20
ア. 老人福祉センター指定管理事業	
イ. 介護予防・日常生活支援総合事業	

※ 【拠点】は、会計の区分における拠点区分に該当します。

※ ア. ～カ. の見出しは、予算書のサービス区分に該当します。

1. 当会の使命

だれもが 住み慣れたまちで 安心して
自分らしく暮らせる 福祉のまちづくり

この使命は、利用者の信頼を得るためのもっとも基本となる考え方として、「地域福祉活動計画」「発展強化計画」「単年度事業計画」を含め、組織として一貫して目指すものです。

この言葉には以下のような意味を含めています。

だれもが	暮らすすべての人が（でも一人ひとりを大切に）
すみなれたまちで	生まれ育った人はもちろんのこと、移り住んだり、呼び寄せられた人にとっても
あんしんして	身近な人などだれかとの“つながり”を感じながら（たとえ介護などの援助が必要となっても）
じぶんらしく	だれかに認められ、自分の意思が尊重され
くらせる	役割や生きがいを持って生活を営む

2. 基本目標

〈基本目標1〉“総合力”により柔軟な地域福祉活動の推進

- ◆連携・協働の推進体制を強化します。
 - 社協会員の拡大と組織構成会員活動の活性化
 - 第3次地域福祉活動計画の推進
- ◆セーフティネット事業体制を強化します。
 - 「なばり暮らしあんしんセンター」事業の充実・生活困窮者自立支援事業の着実な実施
- ◆地域包括ケアシステム推進に向けた体制を整備します。
 - 多様な主体による見守り活動・生活支援サービスを提供する仕組み作り
 - 福祉まちづくりセンター事業の充実による地域福祉の担い手の発掘と育成

〈基本目標2〉自律に基づく組織経営の基盤強化

- ◆様変わりする経営環境へ速やかな対応をします。
 - 利用者・市民本位への事務改善及び事業の選択
 - 改正介護保険制度・子ども子育て新制度への対応
- ◆経営の自律性の強化と公益性の追求に努めます。
 - 新会計システムの有効活用と拠点管理体制の確立
 - 事業の見直し、会費・募金・寄付金等、自主財源の確保と有効活用
 - 社会福祉法人における、公益的活動の実施方法の検討
- ◆戦略的な人事マネジメントを推進します。
 - 「人事考課制度の運用」と職員研修の充実
 - 職員衛生委員会の充実と働きやすい職場づくり

3. 事業計画

I 【法人本部拠点】（総務課・地域福祉課・生活支援課）

I-1. 法人運営事業

(1) 基本方針

法人の経営管理部門として、理事会、評議員会を中心とした運営体制を推進するとともに、会員との連携や協働を進めます。また、各事業の執行を支え要となる法人本部の機能を更に充実させ、事務局体制の強化を図ります。法人情報の積極的な情報公開を進めつつ、地域における公益的な活動について実施方法を検討し、住民や福祉関係団体等と連携していきます。

(2) 重点目標

1. 組織経営管理体制の強化に努めます。
2. 住民や福祉関係団体等と協働し、地域における公益的な活動の推進に努めます。
3. 事務改善、職員研修に取組み、住民へ提供するサービスの質の向上と職場環境の改善に努めます。

(3) 取組み内容

ア. 法人本部

推進項目	取組み内容
1. 組織の意思決定を迅速かつ効果的に推進するしくみづくり	法人本部機能の充実
	事務局体制の強化と事業及び事務の精査
2. 社会福祉法人制度改革への対応	経営組織のガバナンスの強化や財務規律の強化へ向けた取組み

イ. 法人運営事業

推進項目	取組み内容
1. 適正な経営管理	理事会、評議員会の適正な運営
	監事監査の開催(年2回)
2. 社協会員の増強	組織構成会員の拡充
	組織構成会員の活動活性化に向けた取組み
	世帯会員の増強にかかる地域づくり組織への協力依頼
	地域づくり組織の福祉活動助成
3. 適正な事業運営	経営会議の運営
	事業評価シートの活用による既存事業の見直し
	第2次発展強化計画の検証
	経営観点に立った、昭和保育園の適正管理

4. 安定的な財務運営と財務状況等の透明性の確保	適切な予算執行管理とシステムの有効活用
	財務運営の適正化及び透明化を図るための積極的な情報公開
	財務の拠点管理体制の強化及び資金管理の徹底
	適切な積立金細則の整備と計画策定
5. 人事労務管理	人事考課制度の適切な運用と見直し
	人事マネジメント委員会の設置・運営
	職員研修の効果的な実施と体系化に向けた取組み
	給与規程及び付随する規程の整備
	衛生委員会機能の充実と働きやすい職場づくり
	労働時間の適正管理と過重労働防止に関する対策の実施
6. リスク・マネジメント体制の整備	個人情報保護規程に基づく実務的マニュアルの整備
	苦情解決に関する規程に基づく報告手順等の整理
	事故発生時の対応とシステムの整備
7. 危機管理体制の整備	非常災害時の事業継続計画（BCP）策定に向けた研究及び調査
8. 広報啓発	広報作業部会を中心とした社協だより「ほほえみ」による積極的な情報発信（年6回）
	ホームページを活用した情報公開と情報発信
	名張市社会福祉大会の開催と福祉功労者の顕彰
9. 施設・財産管理	保育園施設等の改修、駐車場等財産の維持管理

I - 2. 地域福祉増進事業

(1) 基本方針

第3次名張市地域福祉活動計画の2年目として、初年度の事業進捗状況を踏まえ地域福祉活動の充実をはかります。特に、社会福祉法人制度の見直しが進む中、市内社会福祉法人・福祉施設との協働による公益的な取組みを具体化させるため「地域協議会（仮称）」の設置検討を進めます。また、名張市で計画されている地域福祉総合相談支援システムのもとでの地域包括支援ケアシステムの構築を推進するため、市内の15地域づくり組織をはじめとする多様な団体等との協働や地域包括支援センターとの連携を進め、身近な地域で支え合う生活支援の仕組みづくりに取組みます。

ボランティアセンター事業は、開設より3年目を迎える福祉まちづくりセンター（イオン名張店3F）事業の業務見直しを行い、機能強化に向けた取組みを進めます。

こうした地域福祉活動の基盤を支えるための安定的な財源確保にむけ、共同募金運動への参画や社協会員の加入増強にむけた取組みを行います。

社協における窓口を住民の方からわかりやすく、ご利用いただきやすいように相談・取扱業務を統合し、事務局体制の整備を行います。

(2) 重点目標

1. 第3次名張市地域福祉活動計画の推進に取組みます。

2. 「地域公益事業」の実施に当たり、地域の福祉ニーズが適切に反映されるよう、「地域協議会（仮称）」の設置に向け検討を進めます。
3. 生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防の基盤整備を推進します。
4. ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルの策定、「地域福祉」担い手の養成事業を進めます。
5. 共同募金配分事業、歳末たすけあい運動配分事業等、地域福祉活動の基盤を支える安定的な自主財源の確保に取り組めます。

(3) 取組み内容

ア. 地域福祉増進事業

1. 地域福祉活動計画の推進

第3次地域福祉活動計画の推進に取り組む、評価を行います。

推進項目	取組み内容
1. 第3次地域福祉活動計画の推進	地域福祉活動計画推進委員会の開催（1回）

2. 「地域協議会（仮称）」の設置検討

社会福祉法人の代表者、地域住民、行政関係者が参加し、「名張における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場、「地域協議会（仮称）」の設置検討を進めます。

推進項目	取組み内容
1. 「地域協議会（仮称）」の設置検討	第3種組織構成会員（社会福祉法人等）による研修会開催 「地域協議会（仮称）」あり方検討会の開催

3. 小地域ネットワーク事業

新たに生活支援コーディネーターを配置し、地域さえあい活動を展開・実施する地域づくり組織と協力し、実践地域の拡大に努めるとともに、「総合事業と生活支援サービスの充実にむけたモデル事業（仮称）」を進めます。

推進項目	取組み内容
1. 地域担当職員の配置によるコミュニティソーシャルワーク（CSW）機能の充実	地域担当制のあり方の見直し、検討 ・地域支援と個別支援の連携強化
	地域包括支援センター（まちの保健室）、なばり暮らしあんしんセンターと連携しCSW機能を充実
	地域づくり組織福祉関係部会や民児協等との定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進
2. 救急医療情報キットによる安心ネットワーク事業の推進	地域での見守り支援活動と連携した重層的な仕組みづくり ・救急医療情報キットの利用促進 ・更新確認をきっかけにしたニーズ把握、支援活動 ・協働機関との安心ネットワーク事業連絡会を通して見守りのしくみづくり協議、検討

3. 住民による生活支援サービスへの取組み支援	生活支援に係る活動情報整理、情報交換の場の開催 ・地域ささえあい活動連絡会議の開催（3～4回） ・地域ささえあい活動実施地域の拡大（3～4地域）
	生活支援コーディネーターの配置 ・地域づくり組織とともに生活支援サービスや介護予防活動の取組み、運営基盤の整備 ・「総合事業と生活支援サービスの充実にむけたモデル事業（仮称）」への参画、課題整理 ・スクエアステップを通じた介護予防事業の展開（5か所）
4. 追悼式開催支援	各地域における追悼式開催への助成

4. 福祉団体等との連携、協働の強化

住民に福祉団体等の活動内容がわかるよう広報活動を強化し、社協事業との連携を進めます。また、当事者団体の会員増加、組織活動の充実に取組み自立運営にむけた支援を行います。

推進項目	取組み内容
1. 福祉団体の自立運営支援と協働	福祉団体事務に関する覚書に基づく自立運営の推進
	福祉団体と共に取り組む事業の検証・実践
2. 家族会等の活動支援	家族介護者の会「楓の会」運営支援
	精神障害者家族会「なばるの会」との連携
	障害者スポーツ大会実行委員会事務局運営支援
3. とれたて名張交流館事業への参画	とれたて名張交流館運営協議会への参画

5. ボランティアセンター事業

ボランティアセンター運営委員会において福祉まちづくりセンター事業との業務見直しを行い、機能強化に向けた取組みを進めます。

住民参加による災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルの策定と防災ボランティアの養成を行い、住民向けの防災教育訓練、防災啓蒙活動に取り組めます。

子どもたちやその保護者の福祉活動参加機会の提供に取り組めます。

子育て中の親子、障害者、家族介護者等を対象に、交流の機会を通じて社会参加や活動支援に取り組めます。

推進項目	取組み内容
1. ボランティアセンター運営委員会	運営委員会（3回）の開催 ・ボランティアセンターと福祉まちづくりセンターの機能を見直し、機能強化に向けての企画・調整を行う
2. 相談、活動支援	ボランティアコーディネーターによる相談、活動支援 ・福祉まちづくりセンターや地域担当との調整・連携
	活動者を対象としたスキルアップ研修
3. ネットワークの構築	各連絡会・交流会のあり方見直し
	ボランティアアドバイザー連絡会（3～6回）

	配食ボランティアグループ連絡会（1～2回）
	地域ささえあい活動連絡会（3～4回）
	福祉協力校連絡会（1～2回）
	ふれあい・いきいきサロン〔高齢者・子育て〕交流会（1回）
	各施設のボランティア担当職員交流会（1回）
	各関係機関・団体との連携
	ふれあいフェスティバルの開催
4. 災害、防災への取組み	災害ボランティアセンター設置・運営体制整備
	名張市防災ボランティア講座の開催
	名張市と連携し、各地域への災害ボランティアセンターの周知啓発
5. 地域福祉教育	子どもたちのボランティア活動機会の提供 ・福祉施設でのふれあい活動やボランティア体験参加 ・「子どもなんでも体験団」事業としての親子体験教室等
	子どもを対象に、参加者募集や活動の様子を掲載した「ふれあいだより」の発行（2回）
6. 交流活動	「みんなでいっしょに唄いませんか」の開催（12回）
	おもちゃ図書館の運営、利用周知 ・子育て支援ボランティアによる交流事業（12回）

イ. 福祉まちづくりセンター運営事業

名張市ボランティアセンターのサテライトとして、広報啓発や「地域福祉」担い手養成事業を実施し、住民の社会参加を促進します。

推進項目	取組み内容
1. 相談、活動支援	ボランティアコーディネーターによる相談、活動支援 法人内事業における相談や手続き等窓口としての活用 活動の場の提供（学習室、展示、作業スペース等） イベント企画を通じたボランティア団体等の参画促進
2. 広報啓発	ボランティア活動紹介、ボランティア募集、イベント案内等の広報啓発 ・福まち新聞の発行 ・テレビモニターによるボランティア活動紹介上映 ・イオン1階忍ラウンジや総合福祉センターロビーでの掲示 ・Facebook、Twitterの活用 地域福祉活動情報紙「なばりんく」の発行 ・中学校への学級掲示 ・子ども版「なばりんく」発行、小学校への学級掲示
3. 人材育成	「地域福祉」担い手養成事業の実施 ・生活支援員養成（1回） ・脳の健康教室並びに学習サポーター養成（10回） ・スクエアステップ教室並びにスクエアステップリーダー養

	成 (2回) ・傾聴ボランティア養成 (1回) ・名張市防災ボランティア講座[防災士養成] (再掲) ・地域生活支援サポーター[仮称]養成の検討・実施
	ボランティアアドバイザーとの協働による活動へのきっかけづくり「楽しさ発見!ボランティア」の開催 (2回)
	イベント等ボランティア活動の場づくり事業
4. 生活支援サービスへの取り組み	生活支援ボランティアの実践活動 ・地域での見守り、傾聴活動の組織化支援 ・リバーナ店舗内での買い物支援事業の実施
5. 交流活動	おもちゃ図書館事業「おもちゃばこ」の定期開催 (月2回)
	楓の会との共催による介護者サロン「さくら喫茶」(12回)
	市内障害者福祉施設等による「福祉のおみせ」の出店支援

ウ. 共同募金配分事業、歳末たすけあい運動配分事業

共同募金委員会の運営を通じた住民参画を広め、共同募金運動を展開します。また、募金と活動をつなげる助成事業により福祉活動を進めます。

推進項目	取組み内容
1. 名張市共同募金委員会の運営	運営委員会の開催 (4回)
2. 共同募金運動の展開	共同募金委員会としての運動展開 ・戸別・法人・職域・学校への各種募金協力と活用周知 ・ボランティア団体や学校等と取り組む募金運動と啓発の実施 ・ありがとうメッセージ等による活動紹介と活用周知 ・寄付つき商品への取組みや新たな運動方法の提案、実践
3. 助成事業を通じた活動支援	地域福祉活動助成事業の実施、助成対象事業の追加 歳末たすけあい運動配分事業の実施
4. 共同募金を活用した社協主催事業	広報、啓発事業 当事者等支援事業

I-3. なばり暮らしあんしんセンター

(1) 基本方針

なばり暮らしあんしんセンターでは、個人を対象とした相談支援事業として、住民のさまざまな生活課題に対応できるよう、制度や対象者の枠組みに捉わられることなく包括的かつ継続的な支援を行います。

生活困窮者自立支援事業並びに被保護者就労支援事業の実施2年目として、支援体制の強化、拡充に取り組むとともに、地域におけるセーフティネット機能のより一層の充実を図ります。

当センターの各種相談支援事業の連携強化に努め、総合的な相談支援体制の強化を図る

と同時に、関係機関との協力体制も強固なものにし、効果的かつ効率的な支援を実施します。

(2) 重点目標

1. 「なばり暮らしあんしんセンター」における総合的な相談支援に取り組めます。
2. 日常生活自立支援事業及び成年後見事業の一体的な運用により、切れ目のない権利擁護に努めます。
3. 生活困窮者の自立支援から生活保護受給者の就労支援まで、より体系的で包括的な支援を実施します。
4. 世帯の自立と安定の助長、促進のため、福祉資金貸付事業の機能強化に努めます。

(3) 取組み内容

ア. 福祉サービス利用援助事業

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力に不安のある方が地域において安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行います。支援の質の向上のため、研修等による専門員の育成や生活支援員の養成に取り組めます。

推進項目	取組み内容
1. 日常生活自立支援事業	<p>障害等により自己選択や自己決定が困難な方が安心して生活を送れるよう支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理 ・書類等の預かり・保管 <p>支援体制の強化のため、専門員の育成、生活支援員の養成研修等の実施</p>
2. 関係機関との連携	権利擁護に関わる会議等での協議、関係機関との情報共有や支援連携

イ. 成年後見事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に申立を行い財産管理や身上監護を行うことで、安心して生活を送れるよう支援します。

「市長により成年後見の申立を行う場合」等に、当会が法人として成年後見人となり、身上監護や財産管理を行います。

推進項目	取組み内容
1. 法人後見等の受任	身寄りがない等、親族等による申立が期待できない方に対する法人としての後見人等の受任
2. 法人後見受任委員会	法律関係者や学識経験者、関係機関等により構成され、困難ケース等についての助言や指導の機会を確保
3. 受託法人としての運営強化	<p>成年後見制度や法人後見活動推進に関する研修会の実施</p> <p>研修等への参加による職員の資質の向上</p>

ウ. 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援事業と被保護者就労支援事業を「なばり暮らしあんしんセンター」において一体的に実施します。

さまざまな生活課題を抱える住民に対して、生活課題の分析から支援計画の作成、具体的な支援の実施まで、当センターで包括的かつ継続的に行うことで、課題を抱える住民の自立に向けた支援を実施します。

また、地域におけるセーフティネット機能の強化のため、支援ネットワークの構築や社会資源の活用と開発等を積極的に行います。

推進項目	取組み内容
1. 総合的な相談支援体制の強化	「なばり暮らしあんしんセンター」におけるセーフティネット機能の強化
	各種相談支援事業をつなげるインテークワークの強化
	研修等への参加による職員の資質の向上
2. 関係機関との連携体制の強化	複合的な生活課題への対応や生活困窮者の早期発見のため、他の支援機関や地域住民等との協力関係の構築
3. 自立相談支援事業	住民からの相談受付、アセスメントを通じた支援計画の策定
	支援調整会議の開催
	生活困窮者の自立を促す社会資源の活用と開発
	住居確保給付金の支給にかかる支援
	無料職業紹介所の運営
4. 就労準備支援事業	一般就労に向けて生活習慣の改善等を促す生活自立支援
	コミュニケーション能力や社会参加能力を養う社会的自立支援
	就労に関するスキルやマナーを習得する等の就労自立支援
5. 家計相談支援事業	家計再生のための分析や再建プランの提案
	債務整理に関する支援
	貸付の斡旋
6. 被保護者就労支援事業	被保護者に対する就労に向けた相談支援
7. 被保護者就労準備支援事業	すぐには就労に就くことが困難な被保護者に対する段階的な就労支援

エ. 地域福祉金庫貸付事業

生活困窮者が社会生活を営む中で、不時の出費を必要とする場合に、社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう、名張市社会福祉事務所や民生委員と連携して、貸付事業を行います。

推進項目	取組み内容
1. 地域福祉金庫貸付	生活の困窮により暮らしの維持が一時的に困難となった世帯の生計中心者に対して、3万円を上限に行う貸付

オ. 生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世

帯の安定した生活を確保することを目的とする貸付事業を行います。

推進項目	取組み内容
1. 総合支援資金	過去2年間の間に6か月以上就労していた職場を離職したことにより、就職活動期間内の生活費、住宅入居費、一時生活再建費等が必要となった方への貸付
2. 福祉資金	療養費・介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障害者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金の10種の資金の貸付
3. 教育支援資金	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費、入学に際し必要な経費の貸付
4. 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたってその不動産に住み続けることを希望する高齢者世帯、要保護の高齢者世帯（いずれも原則65歳以上）に対して、対象となる不動産を担保とする生活費の貸付

カ. 名張市国民健康保険出産費貸付事業

国民健康保険に加入しており、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯に対し、一時金の支給を受けるまでの間、出産にかかる費用の一部を貸付けます。

推進項目	取組み内容
1. 出産費貸付事業	出産育児一時金が支給されるまでの間、出産にかかる費用の一部を貸付

I-4. 善意銀行事業

(1) 基本方針

金銭や物品による善意の寄附を預かり、地域の福祉活動への助成や支援が必要な事業等に積極的に活用していきます。

(2) 重点目標

1. 善意銀行の適正な運用管理と計画的な運用を行います。
2. 寄附者の意向を尊重した効果的な配分事業を検討します。
3. 生活困窮者自立支援事業の推進に、重点的に活用します。

(3) 取組み内容

ア. 善意銀行事業

推進項目	取組み内容
1. 適正な運用管理	運営委員会への配分事業の提案
	運営委員会による助成事業の審査
2. 計画的な運用	地域の福祉活動や当事者家族会活動、地域見守り配食事業等への助成
	災害の罹災者に対する見舞金の給付
	車いす無料貸し出し事業

I-5. 日本赤十字社名張市地区事業

(1) 基本方針

日本赤十字社の地区事業を受け、担当職員を配置し、赤十字の災害救護や国際活動等に対する事業資金への協力を積極的に呼びかけ、住民の赤十字活動に対する理解を深めます。

(2) 重点目標

1. 日本赤十字社名張市地区事業を進め、住民との連携を図ります。
2. 「名張市総合福祉センターふれあい」に、防災機材の整備を進めます。

(3) 取組み内容

ア. 日本赤十字社名張市地区事業

推進項目	取組み内容
1. 日本赤十字社名張市地区事業	赤十字運動月間における赤十字活動の周知と社資の募集
	社資募集にかかる地域づくり組織への協力依頼
	地域づくり組織への福祉活動助成、講習会開催の促進
	名張市と連携した罹災者への救援物資及び弔慰金の支給
	「名張市総合福祉センターふれあい」災害対策への取り組み

II 【在宅福祉サービス拠点】（介護支援課）

（1）基本方針

在宅福祉サービス部門は、在宅での介護や療養を必要としている方へ、「居宅介護支援事業」「通所介護事業」「訪問看護事業」の3事業を、看護師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、社会福祉士等の専門職員により、「可能な限り在宅での生活が可能となる」ためのサービスを提供している部門です。

介護支援課全体の基本方針

“『最期まで地域（在宅）で暮らす』を支える”の実現のため、
安心できるケアを提供し、信頼される事業所を目指します。

（2）重点目標

1. 経営管理体制を整備します。
2. 業務の標準化及び適正管理を努めます。
3. 資質向上、人材育成・確保を図ります。

（3）取組み内容

良質なサービスの提供が組織の使命であることを第一に、利用者本位の運営のもと、利用者一人ひとりのニーズに合った画一的でないサービスの提供を目指し、在宅介護・療養生活における365日24時間の絶え間ないサービスの提供により自宅での生活を支援します。

ア. 事業本部

介護保険3事業全体のサービスが、信頼性の高いサービスを提供しながら、効率的で健全な経営ができるよう事業経営管理・統制体制を整備します。また、社会福祉法改正及び次期介護保険制度改正（報酬改定）に向けた準備及び地域福祉事業との連携による、社協実施の在宅福祉サービスの特性を生かした事業展開についても検討を進めます。

推進項目	取組み内容
1. 経営管理体制の整備	業績管理の徹底 ・ 事業運営管理会議の開催(毎月) ・ 月次報告様式の見直し(分析項目の見直し) ・ 四半期ごとの経営状況の共有(決算報告会の実施)
	会計システムによる適正な財務管理と分析
	社会福祉法改正と次期介護保険制度改正(報酬改定)への対応準備
2. 業務の標準化・適正管理・効率化	業務の標準化に向けた各種取組みの実施 ・ サービス向上検討委員会の定例開催(毎月) ・ リスクマネジメント関連様式の運用・報告の徹底
	事業ごとの運営会議の開催と報告徹底(毎月)
	法令遵守への適正対応チェック機能の徹底
	・ 運営基準、加算基準に基づく自己点検報告の徹底

3. 事務事業の効率化	各事業における事務効率化検討 ・事務補助職員の業務内容と配置数等の見直し
4. 危機管理体制の整備	非常災害時の事業継続体制（BCP）の検討・整備
5. 資質向上、人材育成・確保のための取組	キャリアアップ支援の推進
	事業別専門スキルの向上徹底（計画的研修受講の徹底）
	給与見直し検討参画
	リハビリ専門職種（OT・PT）の配置検討
6. 老人福祉センター事業との連携	老人福祉センター事業との連携 ・要支援者の通所事業のあり方検討 （第1号通所事業の効果的展開検討）
7. 地域福祉サービスの推進	地域福祉課事業との連携（地域公益事業含む） ・地域密着型サービスの検討 ・生活支援サービスとの連携検討
8. 広報・啓発	ホームページ内容の充実と介護支援課事業パンフレットの作成

イ. 老人デイサービスセンター事業

要支援又は要介護の方を対象に、ご自宅から通いながら、入浴・食事・各種介護・機能訓練・レクリエーションなどを受けていただけます。また生活上の相談・助言、健康状態確認等ご利用者のご家族の方の精神的な負担・身体的な負担を軽減し、日々その人らしく過ごすことができるよう支援します。

【支援方針】

「自分の家族も利用させたい施設」を目標に、ご本人や家族が安心して住み慣れた地域で住み続けられるよう支援します。

推進項目	取組み内容
1. 事業目標の達成	1日当たりの平均利用者数：25人/年間（308日）：7,700人 （利用者実人数75人の確保）
	中重度者の積極的な受け入れ
	制度改正に伴う各種加算要件への対応検討及び実施 （サービス提供強化加算、個別機能訓練加算、認知症加算）
	名張市における総合事業への対応
2. 事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催による運営管理の徹底（毎月）
	職種別会議の開催（介護員会議：1/2月、看護師会議：1/3月）
	サービス向上検討委員会への参画（管理者、主任）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底と業務マニュアルへの反映
	各種マニュアルの定例更新
	給付管理システムの活用による業務効率の向上 （個別援助計画・介護記録等の整理、各種実績分析等）
関係法令・基準の遵守状況チェックの徹底（毎月）	

3. 専門性の向上	有資格者の確保 (介護支援専門員：50%以上(正職)、介護福祉士：50%(全))
	専門研修の受講 (認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認定自立介護技術1級)
	事業所内勉強会・事例検討会の実施(介護分野・看護分野)
4. 危機管理	非常災害時避難訓練の実施
	各種緊急時対応マニュアルの徹底
5. 施設設備の更新・改善	機能訓練室の整備及び訓練器具の購入による環境改善
	特別浴室・トイレ整備による環境改善
	施設設備老朽化に伴う修繕・更新への対応
6. 地域福祉活動	昭和保育園との定期交流(世代間交流)の実施
	各種ボランティアの受入による生活機能向上の推進

ウ. 訪問看護事業

2025年を見据えての地域包括ケアシステム構築に向けた取組みが進められています。その中で訪問看護事業は、患者・家族の希望する在宅療養を提供していくために、医療・介護をつなぐ、また患者との関わりだけでなく地域での専門職同士をつなぐ役割が求められています。ふれあい訪問看護のサービス提供エリアは名賀医師会協力訪問看護ステーションとして、名張市及び旧青山町であること。また介護保険、医療保険のいずれでもサービスを受けることができるので、乳児から高齢者まで年齢に関係なく専門性の高い看護を提供することにより地域に貢献していきます。

【支援方針】

安心して在宅で療養生活を希望する人に最後まで在宅生活を送れるように支援します。

推進項目	取組み内容		
1. 事業目標の達成 (多様なケースへの対応)	年間延訪問数	介護保険	医療保険
	3,451	2,878	573
	新規ケース受入時の工夫と時間の短縮化		
	変形労働時間制活用見直しによる日勤時間帯職員の確保		
	正規職員配置のあり方検討(緊急時対応体制の強化等)		
2. 事業管理と業務の標準化	柔軟な雇用形態による看護師確保検討		
	定例事業所会議の開催による運営管理の徹底(毎月)		
	管理者・主任会議の開催による運営課題分析		
	サービス向上検討委員会への参画(管理者、主任、(担当者))		
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底と業務マニュアルへの反映		
看護過程(ケアだけでなく、計画作成から記録・評価等業務全般)の標準化・効率化に向けた業務見直しの実施			

3. 専門性の向上	専門看護師の育成
	事業所の共通テーマ設定（「在宅ターミナルケア」）による効果的研修受講と復命研修の実施
	共通テーマに沿った職員個別研修計画の作成
	事業所内事例検討会・勉強会の実施
4. 関係機関との連携	名張市在宅医療支援センター事業への協力
	三重県訪問看護ステーション連絡協議会への参画
5. 事業紹介・評価	ふれあい通信発行（利用者・家族メッセージ集）
	利用者アンケートの実施・分析

エ. 居宅介護支援事業

介護を必要とする方の心身の状況、意向を踏まえ、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、各サービスが適切に提供されるよう関係機関との連絡調整などを行います。独居、高齢者世帯、認知症や精神疾患、多問題を抱え、ご本人の介護保険制度だけでは対応できず、世帯全体の支援が必要な方も多くなっています。制度の多様化・複雑化もあるなかで、ご本人・ご家族にとって身近な相談機関となり、迅速な対応を図ります。

【支援方針】

介護が必要な状態であっても介護事業所・医療機関・地域・関係機関と連携を図り、可能な限りご本人・ご家族が自宅で安心して暮らせるよう一人ひとりに丁寧に関わり支援します。

推進項目	取組み内容			
1. 事業目標の達成		介護給付	予防給付	計
	事業所目標(月)	186	4	190
	一人当たり平均	31	1	32
	※月当たり介護給付 185 件を維持し 190 件受入態勢整備			
2. 事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催による運営管理及びケース管理の徹底（毎週）			
	管理者・主任会議の開催による運営課題分析			
	サービス向上検討委員会への参画(管理者、主任)			
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底と業務マニュアルへの反映			
	ケアマネジメントプロセスの標準化に向けた業務マニュアルの更新及び業務効率の向上			
	管理者・主任による定期的同行訪問等によるケース共有体制の強化			
	関係法令・基準、特定事業所加算要件の遵守状況チェックの徹底（毎月）			
	名張市ローカルルール及び総合事業への対応			
3. 専門性の向上	主任介護支援専門員配置率向上(専門研修受講)			
	個別研修計画策定と実施状況確認の徹底			

	事業所内事例検討会・研修会の実施
4. 関係機関との連携	地域包括支援センターとの連携 ・主任介護支援専門員会議への出席 ・困難ケース対応への対応
	在宅医療支援センター事業への協力
	市内介護支援専門員との連携関係の構築
	三重県介護支援専門員資質向上事業への協力

Ⅲ 【昭和保育園拠点】

(1) 基本方針

昭和保育園は、名張市の「保育所民営化」により平成 22 年度から当協議会が運営し、保護者の就労等により保育を必要とする児童（生後 6 ヶ月から就学前まで）を保育しています。定員は 150 名で、市内全域から子ども達が通園しています。

近年は、低年齢児保育、障害児（要支援児）保育や延長保育（保育時間 7：15～19：15）の希望が増えており、また一時預かり事業の利用も増加しています。こうしたニーズに柔軟に対応するとともに「子ども子育て新制度」に沿った事業展開を実施するための準備を進めます。

保育目標を「よく寝て、よく食べ、よく遊ぶ子ども」と定め、一人ひとりの子どもの気持ちを受け入れ、子どもが意欲的に関われる環境の中で同年齢や異年齢の友だちとの遊びを通して体力・意欲を育て、友だちと感じあえるように保育の質の向上に取り組めます。

また、在園している子どもや家庭の支援だけに留まらず、保育の専門性を活かし、妊娠から出産後の子育て支援の拠点としてマイ保育ステーション事業を充実させていきます。

(2) 重点目標

1. 運営体制の強化に努めます。
2. 特別保育事業の強化に努めます。
3. 地域の子育て支援（マイ保育ステーション）の充実に努めます。
4. 「子ども子育て新制度」に沿った事業展開に努めます。

(3) 取り組み内容

ア. 昭和保育園事業

1. 運営体制の強化

入園児童の健やかな成長と保護者の就労や自己実現の保障と地域の子育て支援を目標として、施設環境整理や老朽箇所の計画的な修繕と、より良い環境の下で園児の健康で安全な保育園生活を保障できるよう取り組みます。また、その為に職員の資質向上の推進に努力します。

推進項目	取り組み内容
1. 施設環境整備の推進	環境整備予定 老朽化箇所修繕
2. 健康管理の推進	内科・歯科医師による健康診断と、尿検査・5歳児健診・視力検査（4、5歳児）・歯みがき指導の実施
	保護者への結果報告
	看護師による保健指導
	身体計測（乳児は月1回・幼児は隔月に1回）
3. 防災計画実施と交通安全指導の推進	避難訓練と消火訓練の実施（月1回）
	消防署員・警察署員・交通安全協会職員による指導
4. 保護者との連携 （個人懇談・クラス懇談）	保護者の思いに寄り添った子育ての助言や指導

5. 地域・小学校との交流	保育園周辺地域との行事（名張川鮎稚魚放流・丸之内地区夏秋祭参加・地区浚渫）への参加 小学校行事への参加（運動会・交流会）
6. ふれあい活動・高齢者との交流	小・中・高校生とのふれあい活動 ふれあいデイサービス利用者（月2回）との交流
7. 職員の資質向上の推進	子どもの年齢や個人差などを考慮し、一人ひとりの発達に適した保育ができる職員の育成 園内公開保育勉強会の継続 園内障害児保育研修会・園内人権保育研修会の実施

2. 特別保育事業の強化

保護者の就労等による低年齢児の保育や保育時間の延長・障害児（要支援児）保育、また一時預かり保育の希望増加に伴い、各事業の推進に取り組めます。

推進項目	取組み内容
1. 低年齢保育事業の推進	0歳・1歳・2歳児の低年齢児を積極的に受け入れた保育の実施
2. 延長保育事業の推進	保護者の就労などの事情に応じた保育時間の延長
3. 障害児（要支援児）保育事業の推進	通園及び集団保育の可能な心身に障がいのある子どもの受け入れ保育の実施
4. 異年齢交流の推進	3歳・4歳・5歳児で毎週1回交流を実施
5. 一時預かり事業の推進	未就園児を持つ親が、一時的に保育を必要とする場合に利用できる預かり保育の実施

3. 地域の子育て支援（マイ保育ステーション）の充実

地域の子育て支援の拠点となる、平成24年度に開設したマイ保育ステーションを充実し、妊娠から出産後の子育てを支援します。

推進項目	取組み内容
1. マイ保育ステーションの充実	育児体験や育児相談、一時預かりサービス利用を通して妊娠期から途切れのない地域の子育ての支援の拠点として充実 イベントの計画的な実施 看護師による、身体計測や発育相談の実施

4. 「子ども子育て新制度」事業展開

推進項目	取組み内容
1. 「子ども子育て新制度」	名張市の計画により事業展開を検討・推進

IV 【総合福祉センターふれあい拠点】（総務課）

（1）基本方針

総合福祉センターふれあいは、開設 21 年目を迎え、施設、設備の老朽化が顕著となっています。利用者に安心して利用していただくため、また福祉避難所としての機能を発揮していくためには、施設更新や大規模修繕を確実に実施していくことが必要であり、名張市への要請を行います。また、利用者のニーズに合った適切なサービスを提供します。

（2）重点目標

1. 総合福祉センターの管理運営事業に取り組めます。

（3）取組み内容

ア. 総合福祉センター指定管理事業

推進項目	取組み内容
1. 施設の維持管理	施設、設備の保守点検・修繕等による安全管理の徹底
	名張市への計画的な施設更新、大規模修繕実施の要請
	要修繕箇所の網羅的把握と優先度の把握、継続把握のために名張市との情報共有
	環境美化活動の計画的実施による施設周辺の管理
2. 施設利用者の意見反映	「ご意見箱」の運用による利用者ニーズの把握と利用者サービスへの積極的な反映
3. 防災対策	防火管理委員会の開催
	消防計画に基づき、利用者の安全を図ることを目的とした、防災訓練の実施

V 【老人福祉センター「ふれあい」拠点】(介護支援課)

(1) 基本方針

老人福祉センター「ふれあい」では、「老人福祉センター運営管理事業（指定管理及び生きがい活動支援通所事業）」と「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。各種講座・教室やレクリエーションの提供、施設設備（浴室やカラオケルーム、トレーニングマシン等）の利用により、高齢者の交流や健康づくりをすすめ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、他市に先駆けて実施される事業でもあることから、今まで以上に地域包括支援センターと連携し、効果的な事業推進ができるよう努めます。

老人福祉センター「ふれあい」の基本方針

生きがいと健康づくり、介護予防に取組み、
高齢者が自分らしくいつまでも住み慣れたまちで生き生きとした生活を送れるよう支援します。

(2) 重点目標

1. 老朽化する施設設備の適切な維持管理・安全確保を図ります
2. 「介護予防・日常生活支援総合事業」の着実な推進を図ります。

(3) 取組み内容

ア. 老人福祉センター指定管理事業

推進項目	取組み内容
1. 施設設備の適正管理	老朽化し耐用年数を経過した設備・備品の更新要請 (名張市高齢障害支援室)
	日常的な点検・見廻り強化による早期発見体制の強化
2. 利用者の安全管理	浴室・脱衣場を中心とした見回り実施(30分ごと)
	AEDの設置と管理
	総合福祉センター消防・避難訓練への参加
	各種緊急時対応マニュアルの見直しと徹底
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底と業務マニュアルへの反映
3. 見守り・相談機能強化	受付窓口での声かけ及び必要に応じた相談対応
	相談関連様式の見直しによる情報共有機能の強化
	定例事業所会議でのケース検討会の実施
	地域包括支援センター及びまちの保健室、社協内事業所等との連携による見守り支援情報の共有強化
4. 事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催による運営管理の徹底(毎月)
	サービス向上検討委員会への参画(管理者、主任、(担当者))
(イ. 「介護予防・日常生活支援総合事業」と共通項目)	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底と業務マニュアルへの反映
	各種業務マニュアルの見直しと周知徹底

5. 自主事業の実施	事業内容	年間実施予定回数 (延参加者見込み)
	防犯啓発 (名張警察署協力)	12 (350)
	替わり風呂の日	27 (1,000)
	ビリヤード大会	3 (50)
	映画会	72 (720)
	七夕カラオケ大会	1 (100)
	新春カラオケ大会	1 (100)
	芸能発表会	1 (100)
	お茶会	1 (80)
	サークル活動発表会	1 (85)
	感謝コンサート	1 (100)
	ふれあい抽選会	12 (260)
	作品発表会	1 (100)
	各種自主サークル活動支援	
	名張地区民協「高齢者のつどい」支援	
	※その他新規事業の検討・実施	
6. 利用促進・啓発	介護保険証新規発行時の施設利用案内送付	
	社協広報及びホームページでの施設利用・行事案内	
	チラシ・パンフレット作成と地域福祉課と連携した配布	
	市役所動画モニターでの施設利用案内	
7. 福祉バスの運行管理	高齢障害支援室と連携した福祉バスの運行管理	
8. 施設利用のあり方検討	施設利用にかかる各種制約課題の整理と利用者拡大に向けた検討会の開催	

イ. 介護予防・日常生活支援総合事業

推進項目	取組み内容	
1. 一般介護予防事業の実施	事業内容	延参加者見込み
	健康相談 (血圧測定等)	1,000
	マシントレーニング教室	3,500
	ヘルスアップ教室	100
	スクエアステップ教室	960
	健康づくり教室 (健康マージャン等)	100
	歯科衛生士による歯科相談	50
	社協事業への協力・連携	
	※その他「一般介護予防事業」内容については、地域包括支援センターと検討し、随時実施	
2. 介護予防・生活支援サービス事業 (通所運動支援事業)	事業内容	延参加者見込み
	(仮)介護予防のための運動教室	未定

3. 事業管理と業務の標準化	ア. 4「事業管理と業務の標準化」と共通項目
4. 専門性の向上	応急・救命対応力向上のための専門研修の受講及び事業所内研修の実施
	介護予防関連スキルの向上
	通所介護事業所研修計画の共有による、看護・介護スキルの向上
	事業所内ケース検討会・勉強会の実施
5. 要支援者対象サービス等の検討	予防給付対象者の受け皿としてのサービス提供のあり方検討（介護支援課内での検討会の開催）
6. 地域福祉課との連携	生活支援サービスにおける担い手養成等への協力等